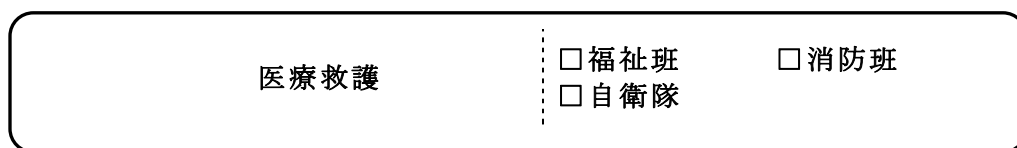


## 第9節 医療救護



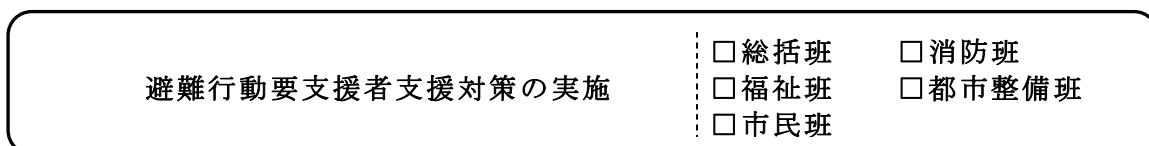
### 【基本方針】

大規模な災害時における救急活動については、広域で多数の死傷者を迅速に処置することが求められる。このため、市は関係機関と連携して速やかな医療救護部隊を編成し、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療(助産を含む)救護を行う。

また、災害直後は道路等の交通機能の確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な医療救護対応が可能な搬送体制を確立する。

地震・津波災害時における医療救護対策は、一般災害対策：第III編第2章第9節「医療救護計画」に準ずる。

## 第10節 避難行動要支援者支援対策の実施



### 【基本方針】

地震・津波災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

地震・津波災害時における避難行動要支援者支援対策の実施は、一般災害対策：第III編第2章第16節「避難行動要支援者計画」に準ずる。